

令和3年度入試に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

1. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のために、「三つの密」を徹底的に回避することなどが必要とされている。令和3年度入試においても、試験の実施に関して、広く社会的理解を得ておくことが重要である。試験実施の特徴としては、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策を予め講じておけば、リスクは比較的低位に分類されるものであるとも言える。受験生や試験監督等の入試に携わる職員が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に、いかにして感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供できるかという視点に立って、試験実施体制を整えることが必要である。

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

①試験室の確保

本学の試験実施においてはもともと不正防止等の観点から、受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とし、②で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であるが、当初予定の想定を超える志願者数となった場合は、試験室数の増設を検討する。

②試験室座席間の距離の確保

予め感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保する。

③マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスク着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行う。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置する。

④試験監督者等の体調管理等

試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温を測定することを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、労務管理上の適切な対応をとる。

⑤看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、看護師等を配置する（地方試験場を除く）。

⑥別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設ける（地方試験場を除く）。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室が発生する際は別に確保する。

⑦試験室の机、椅子の消毒

清掃業者に試験前日の消毒用アルコールを使用した拭き取りを依頼する。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置を検討する）。

⑧面談・面接試験の実施

受験生と評価者との距離は2メートル以上を確保し、面談・面接室のドアは常時開放する。

⑨試験場への入場方法

入場開始時間を早めの設定とし、試験開始までの時間の余裕を持たせ、入場時の混雑を避ける。入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行う。

⑩トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示し、換気に注意を払う。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保する。

⑪試験終了時の試験室からの退出方法

終了時の混雑を避けるため、予め教室ごとまたは教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておき、一定間隔を空けて退場させる。退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行う。

⑫付添者控室について

受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、付添者控室については原則設置しない。ただし、やむを得ない事情で受験生への付き添いが必要な場合は、受験生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認める。

⑬試験監督者等に対する感染対策の要請

「三つの密」回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践する。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことを要請する。

⑭関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リストを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築する。

⑮新型コロナウイルス対応の専用相談窓口の設置

入試における専用電話は学生支援部入試担当とする。また、公式ホームページ上の受験生サイトに各試験場、試験室において共通の対応となることなどを整理したQ&Aを掲載する。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付ける。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請する。試験監督者等も同様とする。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るように周知するとともに、本学試験場において別室受験させる。

※発熱、咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしない。

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付ける。試験監督者等も同様とする。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

本人の申し出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、追加日程や別日程の受験への振替を提示する。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上で感染する可能性と同等）ことから、無症状の濃厚接触者の本学試験場での受験を認める。別室が確保できない地方試験場の受験生の場合は、追加日程や別日程の受験への振替を提示する。

i) 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査および検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること。

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追加日程を受験させるか、別日程のへの受験に振り替える。

ii) 受験当日も無症状であること。

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはなため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)およびii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認める（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせる）。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求める。

iv) 終日、別室で受験すること。

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じる。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確認する。

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上は問題ない。

ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保する。

iii) 受験生と試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底する。

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活を送る上での感染する可能性と同等）。

⑥体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅または宿泊先での待機や医療機関の受診など、労務管理上、適切な対応をとる。

⑦換気の実施

少なくとも1科目終了ごとに、可能な範囲内の窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放する。

⑧昼食時の対応

食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、これまでも試験室での飲食を認めていたが、受験生には昼食持参と自席での食事を要請する。また、試験場内では感染拡大防止の観点からマスクの着用を義務付けていることから、マスクを外すことになる昼食に際しては、あらかじめその時間を限定して設定する。

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、必ずしも全員に一律行わず、試験場入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示し、体調不良者に注意を促す。

⑩試験終了時の周知

試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道はせず、なるべくまっすぐに帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行う。

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請する。

②試験室の机、椅子の消毒

当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを清掃業者に依頼する。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査に協力する。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

3. 受験生に対する要請事項

①自主検温

試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生は予め医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中または自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.（2）

④⑤で示す条件のもと、本学試験場で受験できる場合があることから、本学に問い合わせ受診の可否を確認すること。

④受験の取り止め

募集要項の添付資料や公式ホームページ上の受験生サイトを通じて、追加日程の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追加日程の受験や別日程への受験の振替を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。症状の有無にかかわらず、各自マスク（何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ本学に相談すること）を持参し、試験場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験会場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、ソーシャルディスタンスの確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA:COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けられることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けられることから、これを活用することが望ましいこと。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

以上